

第13回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2007年3月20日(火) 10:30～11:00
2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階共用643会議室
3. 出席者 近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、広瀬委員、伊藤委員  
内閣府 原子力政策担当室  
黒木参事官、中島補佐
4. 議 題
  - (1) IAEA50周年シンポジウムについて
  - (2) 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(第1号、第2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)
  - (3) その他
5. 配付資料
  - (1) 国際原子力機関設立50周年特別シンポジウムの開催について
  - (2-1) 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について
  - (2-2) 四国電力株式会社伊方発電所原子炉設置変更許可申請(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)
  - (3) 第8回原子力委員会定例会議議事録
  - (4) 第9回原子力委員会定例会議議事録
  - (5) 原子力委員会 原子力防護専門部会(第3回)の開催について
6. 審議事項

(近藤委員長)おはようございます。第13回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが、IAEA50周年シンポジウムについて、50周年特別シンポジウム、特別がつくようです。

それから、2つ目が、四国電力株式会社の伊方発電所の原子炉設置変更について、答申の案を用意しましたので、御審議いただきます。

それから、3つ目が、その他となっておりますので、宜しくお願いいたします。

#### (1) IAEA50周年シンポジウムについて

(近藤委員長) それでは、最初の議題から、事務局、お願いします。

(黒木参事官) 最初の議題でございますが、資料の第1号で御説明いたします。

IAEA設立50周年特別シンポジウムの開催についてでございます。

このシンポジウムは、内閣府、外務省、文科省、経産省、それから原産協会との共催、IAEAと共催して開催するものでございまして、IAEA設立50周年を記念し、「原子力エネルギー：未来に向けた世界の挑戦とIAEA」という名称で開催するものでございます。開催日が4月11日、青森市であります。

一番後ろのページに全体のプログラムが載っていますが、毎年開催しております原産年次大会、これが火曜日、木曜日、10日、12日とございますが、その間に、11日に、IAEAの主催と日本政府共催のシンポジウムを開催するという形になっております。

簡単に、プログラムがその前の前のページ、2枚目から、まだ暫定でございますが、記載しております。

最初に、高市大臣からオープニング、開会の御挨拶、主催者側として御挨拶いただきました後、記念講演として、IAEA事務局次長から、「IAEA50年の歩み」というお話をいただくことになっております。

その後、3つセッションがございまして、最初のセッションが、原子力発電と核燃料サイクルということで、ここでは、INSAGの議長、IAEA、インド、米国、それからIAEA事務局等からプレゼンテーションがある予定でございまして、日本からは、本部経済産業官房審議官の方から、日本の挑戦：原子力立国計画と核燃料サイクルのお話をいただく予定にしております。

それから、2番目のセッションが、安全とセキュリティという名称で、こちらの方もIAEAの事務局、中国、フランス、オーストラリア、それからINSAGの議長さんから、原子力安全の基盤などをお話をいただくことになっておりまして、コメンテーターとして、原子力安全委員会の鈴木委員長、それから韓国の方をお願いする予定にしております。

3つ目のセッション、核不拡散であります。ここに近藤委員長から、核不拡散に対する取組の動向と課題、それからIAEAのコーレイ部長から、国際社会への確かな保証についてお話をいただくことになっております。

3つのセッションが終わった後、最後に、円卓会議ということで、未来に向けた世界の挑戦とIAEAというテーマで鳥井東工大教授をコーディネーターといたしまして、我が国からは、袴着文科省原子力安全監、広瀬保安院院長、そしてまたインド、フランス、ベトナムIAEA、米国等の登壇者のもとにお話を進める予定となっております。最後に、INSAGのミゼルブ議長から、議長総括を行っていただくというような形で進める予定でございます。

当委員会からは、近藤委員長ほか、松田委員、広瀬委員及び伊藤委員が参加を予定しているところでございます。

以上です。

(近藤委員長) 有り難うございました。

これは、こういうことで計画していますので、宜しくお願いしますということですね。

御質問ありますか。宜しいですか。

未来に向けた世界の挑戦という最後のパネルに、我が国から二人出るのはいいとしても、それが二人とも安全規制関係者というのは、何となく世界の問題意識とちょっとずれている感じがしますが、時節柄しようがないのですかね。原子力委員会は協賛ですか。

(黒木参事官) 内閣府という形で協賛に。

(近藤委員長) それでは、そのことを了解するというにさせていただきます。有り難うございました。

(2) 四国電子株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)

(近藤委員長) それでは、次の議題にいきましょう。

(黒木参事官) 次の議題でございますが、四国電力伊方発電所の原子炉の設置変更について、答申でございます。

最初に、資料の第2 - 2号でございますが、本年1月に保安院の名前で、Aの資料ですけれども、経産省より諮問をいただいたものであります。

簡単に内容を御説明いたしますと、この2 - 2号、1ページ、めくっていただきまして、変更の目的でございますが、変更項目というのが1の(5)に、1ページの一番下、書いてございます。これ伊方1号炉から3号炉でございますが、ここの不燃性雑固体廃棄物の処理方法に固型化処理を追加、採用するというものでございます。

2ページの方に、その工事に伴う費用として、約20億円と書いてございます。これは不燃性雑固体廃棄物の建物の設置、それから圧縮機、ベイラというものがございまして、このベイラ、それから電気、空調関係、そういう建物の中の設備、一式、合わせて20億円程度かかるというものでございます。

次の3ページに、変更の概要というものが2で書いておりますが、これは今まで伊方原子力発電所、ちょっと小型の、今まであった小型のベイラで不燃性雑固体を圧縮してドラム缶に入れるという形はとっておったわけですが、6カ所の低レベル放射性廃棄物の埋設処分場に処分用のドラム缶として、廃棄物で持ってきたものは、モルタルで固化するか、もしくはアスファルトで固化するか、均一固化体にしろ、それから雑固化体にしろ、固化する必要がございます。

今回、モルタル固化という工法を採用するということとあります。その場所が5ページに書いてありますが、5ページの湾の近くに黒く塗りつぶした雑固体処理建屋というのが焼却炉建物の隣に黒く書いてございます。これが先ほど言った20億円の経費で、建物、それから内部工事で設備を設けるというものでありまして、具体の配置等が6ページ等々に記載してあります。

7、8ページは、廃棄物、固体廃棄物処理の系統図であります。具体的な変更は、モルタル充てん固型化処理のモルタル充てんを加えたという部分でございます。

以上の変更につきまして、今年の1月に諮問をいただいたわけですが、これにつきまして、答申をいたそうかということとあります。

答申の方は、資料の第2 - 1号の方に答申の案を書いてございます。原子力委員会委員長から経済産業大臣あてということで、答申ということで記載してございます。

ここに書いてございます、今回は伊方の発電所の変更許可ですが、許可基準が第24条に、

規制法の24条に記載しております。

これが1号、2号、3号、書いてございますが、1号が平和目的、2号が計画的遂行、そして3号の経理的基礎に係る部分について答申を行う。

なお、3号のうち、技術的能力、それから今回しませんが、4号の災害の防止に支障がないという部分については、安全委員会の方で近日中にまた答申がなされるやに聞いております。

この1号、2号及び3号のうち、経理的基礎に係る部分について、別紙のとおり妥当と認めるといふ案文でございます。

別紙の方は、読み上げさせていただきます。

(中島補佐) それでは、2ページ目の別紙以降を読み上げいたします。

(別紙)

四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)

第24条第1項第1号(平和利用)

本申請は、

- ・原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるといふ方針を変更するものではないこと

から、「原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。」とする経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

本申請は、

- ・原子力発電を「基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること

- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること
- ・本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保するとしていること
- ・発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと

から、「原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。」とする経済産業大臣の判断は妥当である。

### 3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、約20億円である。これらの資金については、自己資金、社債及び一般借入金により調達する計画としている。

このことから、「原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。」とする経済産業大臣の判断は妥当である。

以上でございます。

（黒木参事官）以上、御説明でございます。

（近藤委員長）はい、有り難うございました。

ということで、この答申をすることについて、いかがでございましょうか。

松田委員。

（松田委員）答申そのものについて異論があるわけではありませんが、説明のときに、一つお願いしたいなと思うことがございます。それは、私も含めて、廃棄物は安全に処理されているということは思っているんですけども、この施設を見たときに、どの部分が放射線の管理区域かということを知りたいなと思っても、この図面からでは見えてこないんですね。法的には約束ごとになっていないから書く必要はないんだと思いますけれども、国民の皆様に分かりやすく原子力の政策について分かっていたかという趣旨に沿うと、この図面の中に説明でこの部分は管理区域だとか、この部分は放射線についてはきちっと管理していますということが分かるというなといつもこういう変更届け出てくるときに思うんですけども、

いかがでしょうか。

(近藤委員長) 私どもは、この資料に関しては、この施設は平和の目的以外の用途に使う計画をもったものではないかと判断する観点から検討する責任を有しているのであって、この施設の安全問題について検討するものではありませんので、それは特に必要ないと思います。ただ、事務局が説明するとき、説明をわかりやすくするために工夫があるべしという御意見とすれば、今後、御意見を踏まえて適切に説明していただくようお願いすることにしましょう。

(松田委員) 分かりました。そういう整理でいいです。分かりました。有り難うございます。

(近藤委員長) 他に。

かわりばえしない説明ですけれども、基本的なことですので一言申し上げます。今回は、原子炉が商業発電という平和の目的の為のものであるということについて関係する設備に変更がありません。それから、出てくる使用済燃料について適切に管理され、それが平和の目的以外に利用されるおそれなしという判断ができると、そういう形で管理されるものとしていたところ、それが変わるものではありません。海外のものについても同じということで、平和の目的以外に利用されるおそれがないと経産大臣が判断したところ、その判断を妥当と申し上げると。

それから、計画的遂行については、原子力政策大綱の方針に沿って、原子力発電を進めていくということは変わるものではないこと、直接にかかわりがあるのは、放射性廃棄物の処分ですけれども、これは適切な処分の方針に沿った処理・処分をするとする従来の方針を変えるものではないということで、これらは計画的遂行の観点から妥当とするところの当初の判断を変える必要なしと考えた。

経理的基礎に関しては、20億円というお金は、事業者の経理的環境からすれば、十分にこなし得る範囲と認識できるということで、これが適切との判断を変えないことは妥当と。以上の整理を踏まえて、私どもとしては、経産大臣の判断を妥当という返事を差し上げるということでございます。

よろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。

(3) その他

(近藤委員長) その他議題。

(黒木参事官) その他議題で2点、御報告したいと思います。

1点目は、資料の第5号の議事録の下に、資料の第5号の記述がございますが、会議の御案内でございまして、原子力防護専門部会の第3回の開催についてということで、今週金曜日9時半から11時30分、6階643会議室、こちらの会議室になりますかね。防護部会を開催いたしますので、御連絡申し上げます。

それから、もう一点は、先般の原子力白書でございますが、先週の木曜日、非公開の臨時会議で先生方に御審議いただいて、18年版白書の内容について御決定いただいたわけでございます。

この白書につきましては、本日の閣議で配付され、高市大臣から白書の概要について御報告をさせていただきましたので、これをもって白書を公開するという形になっております。逐次、関係する場所には委員長名等で御案内文をつけた上で、適宜、これから送付なりしたいというふうに思っておりますし、ホームページ等でも公表していく作業を進めていきたいと思っております。

以上です。

(近藤委員長) 有り難うございました。

何か、御質問、御意見ございますか。

白書については、ここまでたどり着きますと、何より多くの人に読まれることが重要で、いかにして読んでほしい人に届けるかが問題と思っております。その工夫をどうするか。

特に、今回は、最後の第1章の4節で、国際社会で原子力を重要な電源と考えるところが多くなってきていることに対して日本としてもいろいろな方面で積極的に貢献していきましようと言っているところをなるべく多くの国民と共有したいのです。

ただ、同時に、原子力委員会は、その前提条件として安全の確保をはじめとするさまざまな取組、8項目でしたか、これをしっかりやらねばならぬと言っていますが、これがかすんではいけない。ですから、これを送付する際には、高レベル放射性廃棄物の処分についてはさらに具体的に取組の在り方について見解をまとめたところであり、昨日は安全の確保について透明性の確保を強調する見解をとりまとめたところですので、そうした見解も白書に重ねてお届けするようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(黒木参事官) はい、昨日の見解とか、廃棄物の文書もできるだけ一緒にセットにするような形で送付をしたい、するようにしたいと思います。

(近藤委員長)他に何か。

(広瀬委員)英語版は。

(近藤委員長)英語版は、概要版をまず翻訳をして、これはとにかく1カ月くらいですか。頑張れと言っているんですけども。ただ、全文は訳すんですけど、ちょっと忘れちゃった。

(黒木参事官)とりあえず概要版を作るということで、全部の翻訳は、今までのところを考えていなかったんですけども。

(近藤委員長)そうでしたね。

どうぞ、伊藤委員。

(伊藤委員)先ほども委員長が言われました、是非読んでいただきたいということなんですね。今日、傍聴の方にも是非お願いしたいんですが、今年は、やはりページ数もできるだけ読んでいただけるように、物量も減らしましたので、まずは是非読んでいただきたい。そして読んでいいと思ったら、是非周りにも薦めていただきたい、そんなふうに思います。非常に最近の世界の情勢を踏まえて、課題等もいろいろ整理した、自分たちで言うのもおかしいですが、力作ではないかと思っています。是非読んでいただきたい、お願いでございます。

以上です。

(近藤委員長)有り難うございます。

他に、松田委員。

(松田委員)私も思い切って宣伝しますけれども、今回の白書のポイントは、核不拡散、海外の核への取組と日本がいかに平和利用のことを本気で考えているかということを出している白書なので、非常に説得力があると思います。それといつもこだわっているんですが、廃棄物の処分のことに対して、今年はかなり多くのページを書いておりまして、皆様に分かりやすいように図表が出ております。世界の状況も出ておりますので、この辺はいいなというふうに思っています。

(近藤委員長)こういうときは、まだまだ未熟者でございますので、是非ご一読いただき、御批判を賜れば幸いというのが普通では。これ以上、宣伝されては、ここに座っているのがつらくなりますので、本件はこれにて終了とさせていただきます。

他に何か。

よろしければ、ちょっと今日は早いですけれども、これで終わらせていただきます。どうも有り難うございました。

(黒木参事官)次回の定例会議ですけれども、27日10時半から、この643会議室で開催

する予定になっております。  
(近藤委員長) 終わります。